内水・洪水・高潮時の避難確保計画(雛形)

※医療施設※

○○○○(施設名)

平成○○年○○月

－目次－

[1. 計画の目的 1](#_Toc504737585)

[2．計画の適用範囲 1](#_Toc504737586)

[3．防災体制（内水・洪水の場合） 1](#_Toc504737587)

[4．防災体制（高潮の場合） 2](#_Toc504737588)

[5．情報収集及び伝達 3](#_Toc504737589)

[6．避難誘導 4](#_Toc504737590)

[7．避難の確保を図るための施設の整備 5](#_Toc504737591)

[8．防災教育及び訓練の実施 5](#_Toc504737592)

[9．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。） 5](#_Toc504737593)

# 1. 計画の目的

《記載例》

* この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、「○○○○（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

# 2．計画の適用範囲

《記載例》

* この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

# 3．防災体制（内水・洪水の場合）

《記載例》

* 内水・洪水の場合の防災体制については、以下の基準を参考に、今後の気象予報や雨の降り方、有明海の潮位等の情報を含めて総合的に判断する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| 注意体制 | ▪大雨又は台風に関する気象情報発表 ▪大雨又は洪水注意報発表▪〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報発表 | * 気象情報・洪水予報等の情報収集
 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | * 大雨・洪水警報発表

▪ 避難準備・高齢者等避難開始の発令* 〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報発表
 | * 気象情報・洪水予報等の情報収集
 | 情報収集伝達要員 |
| * 使用する資器材の準備
 | 避難誘導要員 |
| * 入院(所)者家族への事前連絡
 | 情報収集伝達要員 |
| * 外来診療中止の掲示
 | 情報収集伝達要員 |
| * 周辺住民への事前協力依頼
 | 情報収集伝達要員 |
| ▪ 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | * 避難勧告又は避難指示の発令
* 記録的短時間大雨情報の発令
* 〇〇川（〇〇地点）氾濫危険情報の発表
 | * 施設内全体の避難誘導
 | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の　　　　配置を記述する。

# 4．防災体制（高潮の場合）

《記載例》

* 高潮の場合の防災体制については、以下の基準を参考に、今後の気象予報や有明海の潮位等の情報を含めて総合的に判断する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| 注意体制 | * + 台風に関する気象情報の発表
	+ 高潮注意報発表
 | * 気象・潮位情報等の情報収集
 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ▪ 避難準備・高齢者等避難開始の発令* 高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）
 | * 気象・潮位情報等の情報収集
 | 情報収集伝達要員 |
| * 使用する資器材の準備
 | 避難誘導要員 |
| * 入院(所)者家族への事前連絡
 | 情報収集伝達要員 |
| * 外来診療中止の掲示
 | 情報収集伝達要員 |
| * 周辺住民への事前協力依頼
 | 情報収集伝達要員 |
| ▪ 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | * 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令
* 暴風警報及び高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合）
* 高潮特別警報発表
 | * 施設内全体の避難誘導
 | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の　　　　配置を記述する。

# 5．情報収集及び伝達

《記載例》

* 1. 情報収集
* 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 洪水予報、水位到達情報 | 白石町から防災行政放送、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 避難情報(避難勧告等) | 白石町からの防災行政放送、テレビ、ラジオ、大崎市ホームページ、緊急速報メール |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。
1. 情報伝達
* 別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
* 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙○「入院者家族緊急連絡網」に基づき、入院者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 警戒体制下で外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、都道府県医師会や○〇病院（連携する医療施設）に外来診療を中止する旨を連絡する。
* 非常体制に移行した場合には、別紙○「入院者家族緊急連絡網」に基づき、入院者の家族に対し、「非常体制に移行したので、○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 避難の完了後、別紙○「入院者家族緊急連絡網」に基づき、入院者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

# 6．避難誘導

《記載例》

* 1. 避難場所
* 内水・洪水・高潮時における避難場所は、○○町○丁目「○○小学校」とする。
* 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設○棟の２階へ避難するものとする。
	1. 避難経路
* 内水・洪水・高潮時における避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。
	1. 避難誘導方法
* 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（○○町○丁目「○○小学校」）までの順路、道路状況について説明する。
* 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
* 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
* 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
* 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
* 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

# 7．避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

* 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
* これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

* 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

# 8．防災教育及び訓練の実施

《記載例》

* 毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
* 毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

# 9．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

* 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
* 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
* 毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
* 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添１　自衛水防組織活動要領(案)

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |